○農林水産省告示第千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区熊字シキシ一二四の一、一一二四の三、一一二四の四、天竜区西藤平字落合一八六の一六一、一八六の一八三から一八六の一八五まで、一八六の一八六から一八六の一八九まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見一三四三の一、一三四四の一、一三四四の五、一三四四の九、一三四四の丙、一三四四の丁

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市加賀田一三二八、一三二九、三八九八・三八九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九〇四、三九〇九、三九一一の一、三九一二の一、三九一三から三九一六まで、三九一七（次の図に示す部分に限る。）、三九一八、三九一九の一、三九二〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市小深四九四の五、四九九六から四九九九まで、五〇一、五〇八、五〇九の二、五一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町上和仁字菰田八七五の二〇、八七五の二一、八七五の二四から八七五の二八まで、八七五の六三、八七五の六八、八七五の七〇、八七五の七二、八七五の七三、字西川八七六の八、八七六の一〇、八七六の一二から八七六の一八まで、八七六の三七、八七六の四一、八七六の四三、八七六の四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菰田八七五の七二・八七五の七三・字西川八七六の八・八七六の一〇・八七六の一二・八七六の一四・八七六の四三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市宗呂字シバンバ甲五九五の一九・甲五九五の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、甲五九五の二一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市土肥字大焚火頭三二六五の一の二（次の図に示す部分に限る。）、三二六五の二の一、三二七一、字坂ノ上三二六五の二、伊東市宇佐美字生戸石三四八二の一（次の図に示す部分に限る。）、袋井市豊沢字菩提山四九一の二の二、四九一の二の三、四九一の四の六、四九一の八の一五の一、四九一の八の一五の二、四九一の九の一、四九一の一〇、四九一の四六、四九一の四九、四九一の一三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大焚火頭三二六五の一の二、三二六五の二の一・三二七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字坂ノ上三二八五の二、字生戸石三四八二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）